⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）
10億円以上　：15
1億円以上　10億円未満：12
5,000万円以上　1億円未満：9
1,000万円以上　5,000万円未満：6
1,000万円未満　：3
⑹　合計（最高点）　100

別記２　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
⑵　物品の販売、役務の提供等
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
⑶　物品の買受け
①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（以下「特例要領」という。）第２条に定める特定調達契約に係る平成31・32年度（2019・2020年度）における競争参加者に必要な資格の取得について特例要領第４条の規定に基づき次のとおり公示します。

平成31年２月１日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長　辰巳　敬

◎調達機関番号　545　◎所在地番号　13

1　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分
⑴　建設工事
建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分のうち解体工事を除く28種類
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償コンサルタント業務

2　申請の時期
⑴　定期の申請時期は、平成31年（2019年）２月１日から平成31年（2019年）２月28日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
⑵　随時の申請時期は、平成31年（2019年）３月１日以降とする。なお、経済産業省の競争契約の参加資格を有する者は、機構の競争契約の参加資格を有する者とみなすこととし、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
機構所定の「一般競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、当機構ホームページよりダウンロードする。
https://www.nite.go.jp
また、ダウンロードできない場合は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。
⑵　申請書の提出方法
申請書は、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。
①　建設工事に係るもの
一　申請書
二　添付書類
イ　営業所一覧表
ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）
ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
ニ　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」になっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
ホ　建設業の許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１項第一号に定める別記様式第一号（別表を含む。）で、申請日から直近のもの）
ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）
ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３）。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの
一　申請書
二　添付書類
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）
ホ　登録証明書等又はその写し
ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））
ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３）。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されてないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
⑶　その他
①　⑵に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。
②　⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。